

補助金等取扱基準

補助金等の名称	共同浴場施設整備事業補助金
補助事業等の目標	地域福祉の増進を図ることを目的に、高齢者、障害者等の地域生活における自立を支援する。
補助事業等の対象者	共同浴場施設のバリアフリー化に関する整備を行う共同浴場施設管理団体。
補助対象経費	<p>補助金の交付の対象となる共同浴場施設の整備事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 共同浴場施設の新築、全部改築又は増築を行う事業（以下「新築事業」という。）であって、バリアフリー化に関する工事に要する経費（以下「バリアフリー化工事費」という。）が、100 万円以上のもの (2) 共同浴場施設の一部改築を行う事業（以下「一部改築事業」という。）であって、バリアフリー化工事費が 20 万円以上のもの 2 前項第 1 号の要件に該当し、この要綱に基づく市からの補助金の交付を受けた共同浴場施設については、災害等特別の事由がある場合を除き、当該補助金を交付された日から起算して 10 年を経過するまでは、新たにこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。 3 第 1 項第 2 号の要件に該当し、この要綱に基づく市からの補助金の交付を受けた共同浴場施設については、災害等特別の事由がある場合を除き、当該補助金を交付された日から起算して 5 年を経過するまでは、新たにこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。 <p>補助金の交付の対象となる共同浴場施設のバリアフリー化に関する工事は、次の各号に掲げる工事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 手すりの取付け工事 (2) 床段差の解消工事 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更工事 (4) 引き戸等への扉の取替え工事 (5) 洋式便器等への便器の取替え工事 (6) その他共同浴場施設のバリアフリー化に関し、市長が特に必要と認めた工事
補助金等の額及びその算定	補助金の補助率は、バリアフリー化工事費の 2 分の 1 以内とし、補助金の限度額は、45 万円とする。

方法又は補助率	【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成18年10月 1日
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 高齢者、障害者等の地域生活における自立を支援するため、継続して補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	この基準において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。 (1) 共同浴場施設管理団体 区、自治会等一定区域の住民が加入し、共同で浴場施設を管理する組合等の組織をいう。 (2) 共同浴場施設 共同浴場施設管理団体が設置及び管理を行う浴場施設をいう。 (3) 新築 新たな土地に建築物を建てることをいう。 (4) 全部改築 既存の建築物の全部を除却し、従前の土地に建築物を建て替えることをいう。 (5) 増築 既存の建築物の床面積を増加させることをいう。 (6) 一部改築 既存の建築物の一部を改築又は改修することをいう。 補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則に定められた申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市共同浴場施設整備事業計画書 (2) 共同浴場施設の存する区の区長の同意書 対象事業を行なった者は、対象事業が完了したときは、速やかに規則に定められた実績報告書に、次に掲げる書類添付して市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市共同浴場施設整備事業報告書（様式第5号-1） 対象事業を行うに当たり、共同浴場施設管理団体は、共同浴場施設が地域の支え合いにふさわしい施設となるよう、当該施設を可能な限り地域住民に開放するとともに、介護のために利用しやすい入浴時間を設定する等当該施設の運用に係るバリアフリー化に努めなくてはならない。
提出書類	(1) 諏訪市共同浴場施設整備事業計画書 (2) 共同浴場施設の存する区の区長の同意書 (3) 諏訪市共同浴場施設整備事業報告書（様式第5号-1） 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 社会係

令和2年3月16日 一部改正（令和2年4月1日 施行）